

香美市立美術館運営審議会公募委員募集要項

1 目的

香美市立美術館運営審議会(以下「運営審議会」という。)は、博物館法第23条及び香美市立美術館設置条例第13条に基づき、美術館の運営に必要な事項を審議する機関として設置する。

このたび、美術館運営について、市民の皆様の幅広いご意見を反映させるため、委員の一部を公募する。

2 募集人数

公募による運営審議会委員(以下「公募委員」という。)は、1名とする。

3 応募資格

次のいずれの要件にも該当する方。

- (1) 市内在住、在勤、在学の任期の開始日において原則満18歳以上の方
- (2) 香美市立美術館を利用し、その運営に関して、知識、経験、関心のある方
- (3) 会議(平日の昼間に年2回程度開催)に出席可能な方
- (4) 市議会議員及び市職員並びに3以上の香美市の審議会等で委員でない方

4 任期

委嘱の日から2年間 (令和8年4月1～令和10年3月31日)

5 職務内容及び報酬

- (1) 運営審議会(年2回程度開催)に出席し、本市の美術館の運営に関する必要な事項について審議等を行う
- (2) 会議に出席した場合、市条例に基づく報酬と交通費を支給する

6 応募方法

(1) 募集期間

令和8年1月4日から令和8年1月31日(当日必着)まで

(2) 応募書類

香美市立美術館運営審議会委員申込書

※応募用紙は香美市立美術館、教育委員会香北分室、教育委員会物部分室の窓口で受け取り又は香美市公式ホームページからのダウンロードも可能とする。

(3) 提出方法

a 郵送

郵送先 〒782-0041香美市土佐山田町262-1プラザ八王子2階
香美市立美術館 宛

b 持参

持参先は、a郵送先に同じ。

受付時間は9時から17時、但し4・5・13・19・26日は休館日。

c メール

メールアドレス bijyutsukan@city.kami.lg.jp

※件名に「香美市立美術館運営審議会公募委員申込」などと記載すること

7 選考方法及び結果通知

書類審査により決定し、結果は応募者全員に通知する。